

前橋市官製談合原因究明調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和3年4月7日、本市職員が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）違反」と「公契約関係競売入札妨害」の疑いで逮捕された事件について、原因の究明及び再発を防止するために、前橋市官製談合原因究明調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該事件の原因を分析すること
- (2) 再発防止策に関すること

2 前項に掲げるものを取りまとめ、結果を市長に意見として報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、行政を含めた各専門分野について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱し、8人以内で組織する。

(委員会の中立性)

第4条 委員会は、中立公正な立場から、当該事件の原因を分析し、再発防止策を提案するものであり、当該事件に係る関係者の責任の有無を確定し、これを追及することを目的とするものではない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、前条の規定による委嘱のあった日から第2条に規定する意見を報告するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会の委員長は、総務部を所管する副市長とし、副委員長は、公営企業管理者とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取し、又は説明を求めることができる

(守秘義務)

第8条 委員は、当委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部行政管理課で処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。